

株 主 各 位

(証券コード 3407)
平成18年6月29日

大阪市北区堂島浜一丁目2番6号
旭化成株式会社
代表取締役
取締役会長 山口信夫

第115期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第115期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第115期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は上記について報告されました。

付 議 事 項

- 第 1 号 議 案** 第115期利益処分案承認の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第 2 号 議 案** 定款一部変更の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第 3 号 議 案** 取締役8名選任の件
本件は山口信夫、蛭田史郎、伊藤一郎、甲賀国男、渋川賢一、水谷 茂、明石景泰、辻田 清の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第 4 号 議 案** 補欠監査役2名選任の件
本件は本間啓司、三宅雄一郎の2氏が選任されました。
- 第 5 号 議 案** 取締役および監査役の報酬額改定の件
本件は原案どおり承認可決されました。

以 上

* 上記の連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表および損益計算書の要旨ならびに利益処分の内容は、同封の第115期「株主のみなさまへ」に記載いたしておりますので、ご参照ください。

お 知 ら せ

* 配当金について

本日の株主総会の決議により、配当金は1株につき5円となりました。同封の郵便振替支払通知書により、払渡期間(平成18年6月30日から同年7月31日まで)内に最寄の郵便局でお受け取りください。

また、配当金振込先ご指定の方には、「第115期利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしますので、ご確認ください。

以 上

(変更後定款)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、旭化成株式会社と称し、英文では、ASAHI KASEI CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 (変更なし。条文省略。)

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40億株とする。

(株券の発行)

第 6 条の 2 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 7 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

2 株主総会は、本店の所在地、東京都千代田区またはこれらに隣接する地にて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、代表取締役会長が招集し、その議長となる。

2 代表取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役等)

第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2 代表取締役が複数の場合、取締役会の決議により、代表取締役の職務の分担を定めることができる。

3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。

4 取締役会は、その決議により、名誉会長を定めることができる。

(招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長が招集し、その議長となる。

2 代表取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(招集の通知、決議の方法)

第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日から7日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 取締役会の決議は、取締役総数の過半数が出席し、取締役総数の過半数により行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬

等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、7名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。

(招集の通知、決議の方法)

第32条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日から7日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある事項を除き、監査役総数の過半数によりこれを行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上